

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【3. 枚方市手話通訳協会】

令和8年2月24日

枚方市長



団体名 特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会
主たる事務所 〒573-0022
の所在地 枚方市宮之阪3-1-30
代表者氏名 山田智子
担当者氏名

連絡先



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

手話で話そう 夏休み手話教室事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等
別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 396,300 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

<p>団体名</p>	<p>特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会</p>				
<p>事業名称</p>	<p>手話で話そう 夏休み手話教室事業</p>				
<p>事業実施期間</p>	<p>(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和8年4月1日 ～ 令和8年10月31日</p>				
<p>1. 事業の目的</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 521 379 1400"> <p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p> </td> <td data-bbox="379 521 1484 1400"> <p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例が令和3年3月15日に施行され、枚方市では手話に対する理解及びろう者に対する理解並びに手話の普及の促進に関する基本的な事項を定めることにより、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざすとあります。条例の施行から7年経ちますが、もっと手話に対する理解や手話の普及を目指したいと思います。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 夏休みを活用し、子どもたちがろう者と会い、手話で語り、手話を覚えていただくと考えました。また聞こえない子どもが同じ聞こえない大人をロールモデルとしていただきたいと考えました。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 聞こえない人、聞こえにくい人の理解がなかなか進まない。文字で書けば通じると未だに思われている。大切な手話コミュニケーションが理解されていない。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 子どもたちに、ろう者とふれあい手話を学んでいただくことで、人への思いやりの大切さや人権のことも考えてもらえる。障害者への差別意識がなくなる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="287 1400 379 2067"> <p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p> </td> <td data-bbox="379 1400 1484 2067"> <p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 手話の普及により、住みよいまちづくりをめざす。 教室に参加する聞こえない子どもたちも、教室に参加する聞こえる子どもや聞こえない大人達と、交流できる場作り。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代が、手話を通じて、豊かな教育環境を確保できる。 ・市民が手話に興味を持ち、手話を学ぶきっかけとなる。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 参加者にアンケートを実施する。</p> </td> </tr> </table>	<p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p>	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例が令和3年3月15日に施行され、枚方市では手話に対する理解及びろう者に対する理解並びに手話の普及の促進に関する基本的な事項を定めることにより、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざすとあります。条例の施行から7年経ちますが、もっと手話に対する理解や手話の普及を目指したいと思います。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 夏休みを活用し、子どもたちがろう者と会い、手話で語り、手話を覚えていただくと考えました。また聞こえない子どもが同じ聞こえない大人をロールモデルとしていただきたいと考えました。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 聞こえない人、聞こえにくい人の理解がなかなか進まない。文字で書けば通じると未だに思われている。大切な手話コミュニケーションが理解されていない。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 子どもたちに、ろう者とふれあい手話を学んでいただくことで、人への思いやりの大切さや人権のことも考えてもらえる。障害者への差別意識がなくなる。</p>	<p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p>	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 手話の普及により、住みよいまちづくりをめざす。 教室に参加する聞こえない子どもたちも、教室に参加する聞こえる子どもや聞こえない大人達と、交流できる場作り。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代が、手話を通じて、豊かな教育環境を確保できる。 ・市民が手話に興味を持ち、手話を学ぶきっかけとなる。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 参加者にアンケートを実施する。</p>
<p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p>	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例が令和3年3月15日に施行され、枚方市では手話に対する理解及びろう者に対する理解並びに手話の普及の促進に関する基本的な事項を定めることにより、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざすとあります。条例の施行から7年経ちますが、もっと手話に対する理解や手話の普及を目指したいと思います。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 夏休みを活用し、子どもたちがろう者と会い、手話で語り、手話を覚えていただくと考えました。また聞こえない子どもが同じ聞こえない大人をロールモデルとしていただきたいと考えました。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 聞こえない人、聞こえにくい人の理解がなかなか進まない。文字で書けば通じると未だに思われている。大切な手話コミュニケーションが理解されていない。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 子どもたちに、ろう者とふれあい手話を学んでいただくことで、人への思いやりの大切さや人権のことも考えてもらえる。障害者への差別意識がなくなる。</p>				
<p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p>	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 手話の普及により、住みよいまちづくりをめざす。 教室に参加する聞こえない子どもたちも、教室に参加する聞こえる子どもや聞こえない大人達と、交流できる場作り。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代が、手話を通じて、豊かな教育環境を確保できる。 ・市民が手話に興味を持ち、手話を学ぶきっかけとなる。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 参加者にアンケートを実施する。</p>				

2. 事業内容等	<p>(1) 事業の対象者 (例: 枚方市内に住む 10 代から 20 代の人 など具体的に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話に興味がある小学生と保護者 (聞こえる児童、聞こえない児童) (主に枚方市民を対象。市外在住の方でも希望があれば参加を受け入れる)
	<p>(2) 事業の実施場所 (移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市総合文化芸術センター別館 大会議室
	<p>(3) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話に興味のある児童と保護者を募集し、当事者 (ろう者) と交流しながら手話を覚えていただく。 ・聞こえない児童と聞こえない大人との出会いを通じて将来のロールモデルとしていただく。 ・参加募集は、手話教室に通っている生徒や協会の会員を通じて募る ・参加者をグループに分け、各グループにろう講師とアシストを配置し、グループごとに絵カードを活用して手話を学ぶ。 ・生活で使う、身近な手話を教えて、聞こえない人とのコミュニケーションを楽しんでもらう。
3. 実施スケジュール	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 募集チラシ作成 修了証のイラスト作成 ろう講師に説明 ・5月 教材準備 手順計画書作成 修了証缶バッジ発注 ・6月 開催場所の予約 ろう講師、スタッフ打合せ ・7月 シミュレーション実施 ・8月 実施予定日 (8月2日 日曜日) ・9月 アンケートの集計など ・10月 事業報告書作成
4. 事業実施の体制	<p>(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務スタッフ : 3名 ・教材作成等 : 7名 ・ろう講師 : 10名 ・会場スタッフ 受付・販売・誘導 (聴者) : 8名
	<p>(2) 事業対象者の見込み数 (例: 参加者●名など現時点の想定人数を記入すること)</p> <p>手話教室参加者 : 70名</p>
	<p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)</p>

事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会

補助対象事業の名称：	手話で話そう 夏休み手話教室事業
------------	------------------

事業実施期間： 令和8年 4月～ 令和8年 10月

【収入の部】

項目※1	予算額(円)	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般)(A)	121,300	補助金交付申請額(一般寄附)
枚方市補助金(団体)(B)	275,000	補助金交付申請額(団体希望寄附)
自己資金	0	
合計(C)	396,300	

【支出の部】

項目	予算額(円)	内容説明(積算根拠等)
補助対象経費	会場費	6,900 (午後の部)枚方市総合文化芸術センター別館大会議室
	消耗品費	23,100 修了証缶バッジ 56mm 100個 (220円×100個)+基本料1,100円
	教材費	24,200 気持ち絵カード 2,420円×10ヶ
	教材費	72,600 ことば絵カード 3,630円×10ヶ×2組
	教材費	49,500 動作のことば学習カード4,950円×10ヶ
	講師料(ろう者)	100,000 10,000円×10人
	人件費 (アシスト料(聴者))	100,000 当日アシスト、通訳、受付 10,000円×10人
	人件費(文書作成)	15,000 修了証作成・案内書等作成に関わる人件費5,000円×3人
	消耗品費	5,000 案内チラシ、修了証作成の用紙、インク代
小計	396,300	
補助対象外		
	小計	0
合計(D)	396,300	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

《2024 年度事業報告書》

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

I 事業期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

II 事業の成果

2024 年度は、枚方市手話通訳協会として着実に歩みを進めた一年だったと思います。

手話通訳者派遣事業は、事業所や企業等に手話通訳者を派遣、枚方市役所の手話通訳者窓口業務、枚方市遠隔手話通訳業務を実施した。

手話の普及事業は、手話教室（会話・チャレンジ・読取・トライアル・手話 UP）、ろう者の勉強会、個人レッスン、外部講師派遣で税務大学校、中宮小学校で手話の学びを実施した。

手話通訳者養成事業は、登録通訳者と登録講師の研修、手話通訳養成講座、通訳者の学習会を実施した。その他の事業として、枚方市役所登録手話通訳者研修を実施した。

III 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 手話通訳者派遣事業

【内 容】 聴覚障害者及び行政、企業、各種機関・団体等の要請に応じて会員を派遣し手話通訳を実施した。

【実施場所】 手話通訳を必要とする場所

【実施日時】 手話通訳の要請のある日時

【事業の対象者】 聴覚障害当事者及び行政、企業、各種機関・団体等の手話通訳を必要とする者

(2) 手話通訳者窓口業務受託

【内 容】 枚方市の委託を受け、障害福祉室及び市役所内窓口に来庁する聴覚障害者の手話通訳及び職員が業務執行する上での手話通訳及び事務を実施した。

【実施場所】 枚方市役所障害福祉室

【実施日】 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 障害福祉室・市役所庁内の窓口に来庁する聴覚障害者及び職員

(3) 遠隔手話通訳業務受託

【内 容】 枚方市在住のろう者から、スマホ等で遠隔手話通訳を利用する方々に手話通訳を実施した。

【実施場所】 通訳協会事務所

【実施日】 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

(4) 手話の普及事業

【内 容】 手話の理解を広め、また手話技術の指導を実施した。

ろう者のための勉強会として市内在住のろう者が学ぶ場を提供した。

- ① 手話教室
- ② 手話でわかるろう者の勉強会
- ③ 税務大学校へ手話講習
- ④ 枚方市立中宮小学校へ手話講習
- ⑤ 宮之阪 セタタ市に出店

【実施場所】 ① 通訳協会事務所・ラポールひらかた

- ② サプリ村野 NPO センター
- ③ 税務大学校
- ④ 枚方市立中宮小学校
- ⑤ 宮之阪商店街

- 【実施日】
- ① 2024年4月～2025年3月までの火・水・木・金曜日
(暴風警報・(大雪警報の時は休講)
 - ② 2024年7月21日(日)、11月30日(土)、2025年3月29日(土)
 - ③ 全9回 2024年5月17日(金)、6月21日(金)、7月19日(金)、
8月23日(金)、9月20日(金)、10月18日(金)、11月15日(金)
12月13日(金)、20日(金)
 - ④ 2025年1月17日(金)
 - ⑤ 2024年7月6日(土)

【事業の対象者】

- ① 受講者 各コース5～10名
- ② 受講者 概ね30名
- ③ 受講者 15名
- ④ 小学3年全児童
- ⑤ 枚方市民

(5) 養成事業

【内容】

- ① 登録通訳者現任研修を実施
- ② 登録講師現任研修を実施
- ③ 手話通訳養成講座を実施
- ④ 手話通訳の学習
- ⑤ 通訳士試験対策講座

【実施場所】

- ① 通訳協会事務所・ラポールひらかた・サプリ村野NPOセンター
- ② 通訳協会事務所
- ③ 通訳協会事務所
- ④ ラポールひらかた
- ⑤ 通訳協会事務所

【実施日】

- ① 2024年5月19日(日)、7月26日(金)、9月21日(土)、
11月22日(金)、2025年2月16日(日)
- ② 2024年5月24日(金)、10月11日(金)、12月13日(金)、
2025年2月16日(日)
- ③ 2024年4月～2025年2月までの第4水曜日
(8月31日振替7月31日、10月30日、1月22日振替1月29日)
- ④ 2024年4月～2025年3月までの火曜日
- ⑤ 2024年7月～9月

【事業の対象者】

- ① 登録通訳会員 39名
- ② 登録講師会員 13名
- ③ 受講生 13名
- ④ 受講生 5名
- ⑤ 受講生 5名

(6) その他の事業

【内容】

枚方市役所登録手話通訳者研修

【実施場所】

総合文化芸術センター別館

【実施日】

2024年5月18日、6月9日、7月26日、9月21日、10月27日、
11月22日、2025年1月25日、2月16日

【事業の対象者】 枚方市役所登録通訳者

IV 社員総会の開催状況

【日時】

2024年5月12日(日) 9:30～10:55

【場所】

サプリ村野NPOセンター

【社員総数】

28名

【出席者数】 出席者 11 名、委任状提出者 16 名

【内 容】 第一号議案 2023 年度事業総括、決算報告及び承認を求める件
全員一致で承認

V 理事会その他の役員会の開催状況
隔月に事務局会議を実施

2024年度活動計算書
 2024年4月1日から2025年3月31日まで
 特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会
 (単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
受取会費	154,000	
賛助会員受取会費	0	154,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	144,036	144,036
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
手話通訳派遣事業収益	11,708,510	
手話の普及事業収益	2,588,830	
手話通訳者養成事業収益	444,000	
その他の事業収益	249,420	14,990,760
5. その他収益		
NPO活動以外の収益	0	0
経常収益計		15,288,796
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
活動費	9,561,889	
旅費交通費	394,700	
保険費	39,200	
研修費	52,410	
通信運搬費	432,172	
消耗品費	325,650	
備品費	0	
貯蔵品費	17,672	
出展費	0	
支払手数料	16,400	
支払寄附金	0	
支払助成金	0	
雑費	0	
その他経費計	10,840,093	
事業費計		10,840,093
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費/管理	2,149,940	
地代家賃	792,000	
水道光熱費	76,561	
修繕費	0	
諸会費	3,000	
租税公課	200	
支払手数料	0	
雑費	0	
その他経費計	3,021,701	
管理費計		3,021,701
経常費用計		13,861,794
当期経常増減額		1,427,002
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,427,002
前期繰越正味財産額		19,936,396
次期繰越正味財産額		21,363,398

[注記] この計算書類はNPO法人会計基準によっています。

2024年度貸借対照表

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1 流動資産			
現金	20,317		
普通預金	22,169,591		
未収益金	131,360		
流動資産合計		22,321,268	
2 固定資産			
什器備品費	0		
減価償却累計額	0		
固定資産合計		0	
資産合計			22,321,268
II. 負債の部			
1 流動負債			
未払金	957,870		
流動負債合計		957,870	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			957,870
III. 正味財産の部			
1 前期繰越正味財産		19,936,396	
2 当期正味財産増加額		1,427,002	
正味財産			21,363,398
負債及び正味財産合計			22,321,268

2024年度財産目録

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1 流動資産			
現金予金			
現金手元有高	20,317		
普通預金 ゆうちょ銀行	22,169,591		
預け金	0		
未収金	131,360		
流動資産合計		22,321,268	
2 固定資産			
什器備品費	0		
固定資産合計		0	
資産合計			22,321,268
II. 負債の部			
1 流動負債			
預り金	0		
未払金	957,870		
流動負債合計		957,870	
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計		0	957,870
正味財産			21,363,398

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、手話通訳派遣その他聴覚障害者の情報保障に関する事業を行い、聴覚障害者の自立、社会参加を進めるとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第一号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 手話通訳派遣事業
- (2) 手話の普及事業
- (3) 手話通訳者養成事業
- (4) その他の事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 登録会員は、この法人の事業に賛同して必要な知識と技術を有した個人
- (3) 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、会員の申込みについては、入会を認められない正当な理由がない限り入会を認めるものとする。なお、入会を認めない場合は、理由を付した書面で本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年間滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人～15人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を事務局長、1人以上を会計とし、副理事長1人を置くことができる。
- 3 理事及び監事は、総会に於いて選出する。

- 4 理事長、副理事長、事務局長、会計は、総会において理事の中から選任する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはいけない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を執行する。
- 3 事務局長は、この法人の事務を統括する。
- 4 会計は、この法人の会計事務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び役員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、

遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営に関する事項

(10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算

に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には局員を置くことができる。

3 事務局の局員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第47条 この法人の公告は、官報により行う。

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、0円(年)とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2003年4月30日までとする。
 - (1) 代表 渡邊 義彦
 - (2) 事務局長 富田 裕子
 - (3) 会計 森 美智子、香川 久代
 - (4) 理事 石崎富士子、大橋 恭子、寺嶋 幸司、山田 智子、
上野 都、山根 和代
 - (5) 監事 佐崎三千代、近藤千津子
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。